

## 日本航空907便ニアミス事故裁判上告棄却に関する声明

最高裁判所は、2001年1月31日に発生した日本航空907便と同958便のニアミス事故で、業務上過失致傷罪に問われた2名の管制官の上告を棄却し、有罪を確定させた。

航空安全推進連絡会議は、この不当判決を一切認めることはできない。

航空機の運航は、様々な要素が複雑に影響し合っている。この事故は、そうした中で発生した「システム性事故」であり、その中の一要素に過ぎない管制官に刑事罰を科することは、理不尽極まりない。

さらに、航空機事故の再発防止には事故関係者の証言が不可欠であるが、行き着く先に刑事罰が科されるという実例が存在する時、関係者が証言を躊躇してしまうということは想像に難くない。それは、航空機の運航の安全向上に逆行するものである。

最高裁判所の判断は、判例として今後の司法判断に波及する。

航空安全推進連絡会議は、今回の最高裁判所の決定が、航空の安全に重大な悪影響を及ぼすことに深く憂慮する。

以 上

2010年10月29日  
航空安全推進連絡会議